

2025 Autumn

令和7年11月1日発行



一般社団法人 江戸川南法人会 広報誌

りんかい WEB

EDOGAWA MINAMI CORPORATE



ASSOCIATION PUBLIC RELATIONS MAGAZINE

11月11日～17日は「税を考える週間」です

Contents

税務署長 あいさつ

—令和7年度 江戸川南税務署 職員の顔ぶれ

税務署からのご案内

—令和7年度 年末調整についてのお知らせ

税を考える週間記念講演会のお知らせ

会員親睦ゴルフ大会報告

活動報告

青年部会活動

—PCF2025 アフターパーティー

—健康経営アドバイザー資格取得研修

—バーベキュー懇親イベント

—葛西消防署感謝状授与式

—こどもフリマのお知らせ

—献血ご協力のお願い

vol.

118

税務署長 あいさつ



江戸川南税務署長
荒内 洋之

会員の皆様へ

深秋の候、一般社団法人江戸川南法人会の皆様方におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度、令和7年7月の人事異動で江戸川南税務署長を拝命し、高知県中村税務署から転任してまいりました荒内でございます。前任の岡村署長同様、よろしくお願いいたします。

山岡会長をはじめ、江戸川南法人会の役員並びに会員の皆様方には日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年度貴会におかれましては、「新設法人説明会」、「決算法人説明会」、「年末調整説明会」など実務者向けの各種研修会、社会貢献活動として「税を考える週間の各行事」、「パークシネマフェスティバル」の開催、「愛の献血運動」の実施、小学生を対象とした「租税教室」や「税に関する絵はがきの募集」など、税知識の普及をはじめ、税の啓蒙活動や租税教育に意欲的に取り組んでいただきました。

本年度におきましても、各種の行事が昨年同様に活発に行われるとお聞きしております。

今後とも、その時々ニーズに合致した柔軟な対応のもと、江戸川南法人会が掲げる「地域企業と地域社会の健全な発展に貢献する」という目的の達成のため、積極的な会活動を展開されますことをお願い申し上げます。

さて、国税庁では近年、税務行政のデジタル化を進めており、従前からのマイナポータル連携を含めたe-Tax及び瀬泉所得税をはじめとするキャッシュレス納付の利用拡大の推進等の「納税者の利便性の向上」に加え、新たに「事業者のデジタル化促進」にも取り組んでおります。

「事業者のデジタル化促進」においては、事業者が行う請求から会計・経理、税務手続きまでの一連の事務のデジタル化に向けた環境を整備することで、事業者の業務の正確性や生産性の向上等につながることが期待できることから、法人会の皆様にもデジタル化推進の取り組みにご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

また、キャッシュレス納付につきましては、「納税者利便の向上」、「業務の効率化」及び「現金管理等に伴う社会全体のコスト縮減」のため、令和8年度までにキャッシュレス納付割合を5割とする目標を設定し、利用拡大に取り組んでおります。

法人会役員の皆様には、キャッシュレス納付の積極的なご利用をお願い申し上げます。

結びにあたり、一般社団法人江戸川南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心より祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

令和7年度 江戸川南税務署 職員の顔ぶれ



早稲田 副署長



瀬畑 総務課長



石井 統括官



佐藤 統括官



上野 統括官



谷本 上席
(法人会担当)



福富 上席
(源泉部会担当)

江戸川南税務署職員の方々の異動状況は、次のとおりです

所 属 職 名 等	新		旧	
	氏 名	前任署	氏 名	転任署
署 長	荒 内 洋 之	高松局 中村・署長	岡 村 秀 直	ご勇退
副 署 長	早 稲 田 昌 志	局・徴収・徴収 課長補佐	山 内 智	税大 研究部・教授
総 務 課 長	瀬 畑 義 行	東金 個人1・統括官	石 川 義 弘	板橋 徴収・特官
法人課税第1部門統括官	石 井 伯 昌	局・査察・管理 主査	山 下 翼	武蔵府中 法人1・統括官
法人課税第2部門統括官	佐 藤 聖	審判所 三部6・審査官	平 野 亮	江東西 法人3・統括官
法人課税第3部門統括官	上 野 宏 毅	神田 法人11・統括官	山 元 智 晶	局・課一 訟務官室・統括主査
法人1上席(法人会担当)	谷 本 裕 則	局・総務・企画 大手町セ・管理官	廣 瀬 剛	本郷 法人・調査官
法人1総括上席(源泉部会担当)	福 富 啓 文	(留 任)	木 庭 薫	(留 任)

税務署からのご案内



令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- ☞ 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- ☞ 「扶養親族等の所得要件」の改正
- ☞ 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整におい

付している源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「**年末調整計算シート**」(Excel)をご利用いただくことが効率的に行うことができます。

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。



詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和7年分の各種情報については**令和7年10月頃**に掲載します。

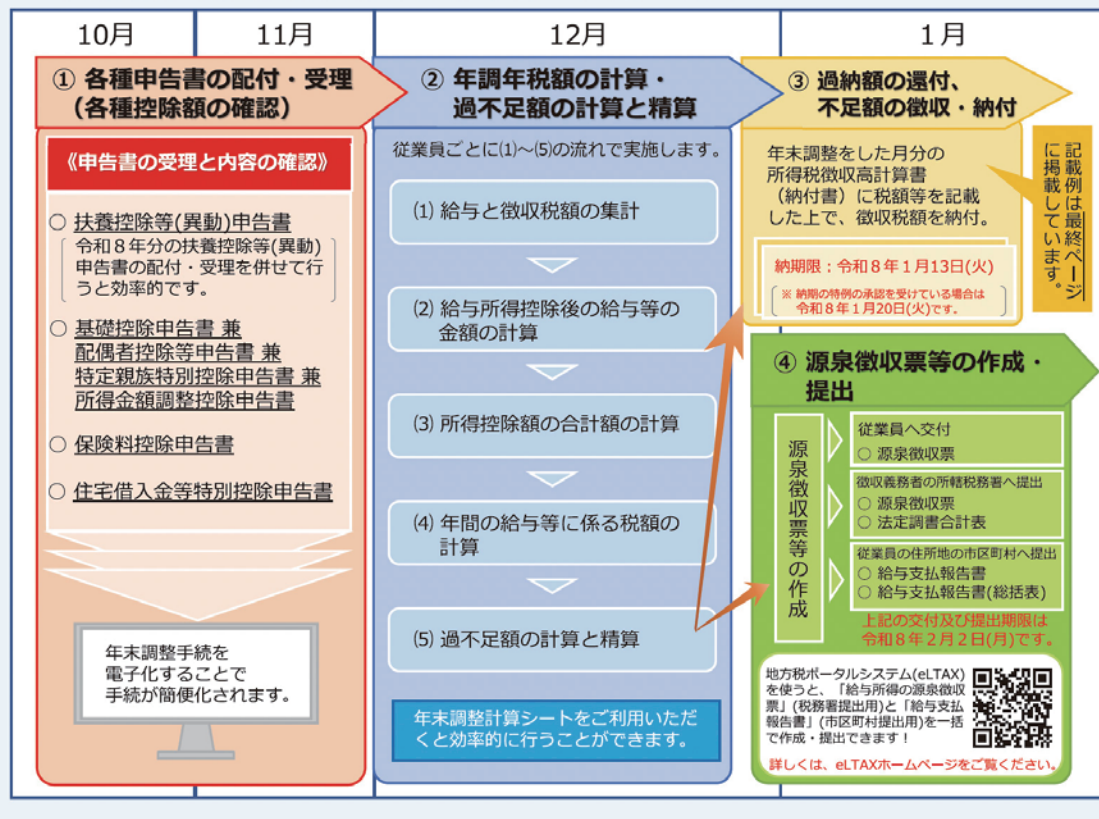
- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限
→ **令和8年1月13日(火)**
- ◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)
→ **令和8年1月20日(火)**
- ◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限
→ **令和8年2月2日(月)**

年末調整のスケジュールや手順については、次ページをご確認ください。

※ このリーフレットは、令和7年12月1日以後に行う令和7年分の年末調整について、令和7年7月1日現在の法令に基づいて作成しています。

◎ 年末調整のスケジュール

年末調整は、おおむね次のようなスケジュールで行います。



◎ 年末調整手続における参考情報

【年末調整計算シート】



給与所得控除後の給与等の金額、各種控除額及び税額等の計算を効率的に行うことができます。

年末調整計算シート(令和7年用)

項目	人数	控除額(円)	合計	人数	控除額(円)
給与所得控除後の給与等の金額					
基礎控除					
配偶者控除					
扶養控除					
基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書					
保険料控除申告書					
住宅借入金等特別控除申告書					
所得控除額の合計額					
給与所得の税額					
源泉徴収税額					
過納額					
不足額					

【令和7年分 年末調整のしかた】



年末調整手続の詳細については、こちらをご覧ください。
なお、こちらのページには以下の情報についても掲載しています。

源泉徴収義務者の方用情報

「令和7年分 年末調整チェック表」や「令和7年分 年末調整Q&A」など、源泉徴収義務者の方が年末調整を行う上で役立つ情報を掲載しています。

※ 給与所得控除後の給与等の金額を求めるために必要な「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されていますので、ご注意ください。

給与所得者(従業員)の方用情報

「年末調整を受ける際の注意事項」や「各種申告書の記載のしかた(記載例)」などを掲載していますので、年末調整について、従業員の方へ説明する際にご活用ください。

こちらの年末調整計算シートの②(1)～(5)は、上記「② 年調年税額の計算・過不足額の計算と精算」の番号を示しています。

令和7年分の給与所得者の給与等の金額と源泉徴収税額の表(単位:円)

給与等の金額	源泉徴収税額	給与等の金額	源泉徴収税額
1,000,000	16,000	2,000,000	320,000
1,050,000	16,800	2,050,000	328,000
1,100,000	17,600	2,100,000	336,000
1,150,000	18,400	2,150,000	344,000
1,200,000	19,200	2,200,000	352,000
1,250,000	20,000	2,250,000	360,000
1,300,000	20,800	2,300,000	368,000
1,350,000	21,600	2,350,000	376,000
1,400,000	22,400	2,400,000	384,000
1,450,000	23,200	2,450,000	392,000
1,500,000	24,000	2,500,000	400,000
1,550,000	24,800	2,550,000	408,000
1,600,000	25,600	2,600,000	416,000
1,650,000	26,400	2,650,000	424,000
1,700,000	27,200	2,700,000	432,000
1,750,000	28,000	2,750,000	440,000
1,800,000	28,800	2,800,000	448,000
1,850,000	29,600	2,850,000	456,000
1,900,000	30,400	2,900,000	464,000
1,950,000	31,200	2,950,000	472,000
2,000,000	32,000	3,000,000	480,000

◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
 詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・ 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
 2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げ**られました。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件(※)
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

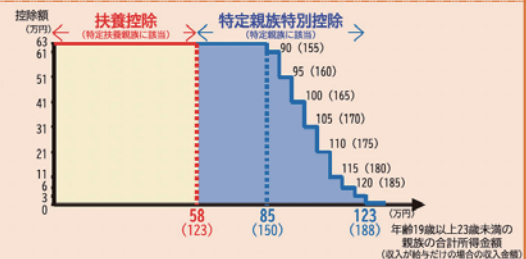
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

・ 特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満**の親族(注)を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- ① 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか**確認してください(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がある場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)
- ② **特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から**、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- ③ **改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて**、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、**調書方式**による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人(従業員の方)に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。



《調書方式の場合の留意事項》

- ・ 従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書**」の添付が不要となります。
- ・ 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます(控除証明書等の**交付時期**は、電子交付の場合は毎年**11月中旬頃**、書面交付の場合は**入居2年目の11月下旬頃**となります。)

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となる場合があります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



◎ 所得税徴収高計算書（納付書）の記載例と税額の納付

○ 本年最後に支払う給与（賞与）について税額計算を省略した場合の記載例

東京〇〇〇△△△ 3-3
株式会社

合計税額 27,582

《税額の納付について》

年末調整の計算が終わり、過納額や不足額の精算をした場合には、年末調整をした月分の所得税徴収高計算書（納付書）にその内容を記載した上で、徴収税額を納付します。

《キャッシュレス納付について》

キャッシュレス納付を利用することで、税務署や金融機関へ出向くことなく、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末などからe-Taxを利用して納付することができます。

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前にe-Taxで所得税徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。

所得税徴収高計算書データの作成・送信からキャッシュレス納付手続までの流れを体験することができる「源泉所得税のキャッシュレス納付体験コーナー」をこちらからご利用いただけます。

○ 過納額（172,174円）が12月中の源泉徴収税額（134,282円）を超えるため、納付する税額がなくなった場合の記載例

東京〇〇〇△△△ 2-8-12
株式会社

合計税額 0

12月に還付しきれなかった37,892円
(172,174円 - 134,282円)は、翌年
1月に繰り越して精算します。

納付する税額がない場合でも、所得税徴収高計算書は、所轄税務署にe-Taxにより送信・郵便又は信書便により送付・提出してください。

次のことを掲載
しているページ
はこちらです。



A

B

C

◎ 法定調書に関するお知らせ

A 【令和7年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引】

源泉徴収票を含めた6種類の法定調書の作成や提出方法についてまとめた手引を掲載しています。

B 【e-Tax等による法定調書提出の義務基準の引下げ】

令和9年1月以後に提出する法定調書から、基準年の提出枚数が100枚以上から30枚以上に変更されます。

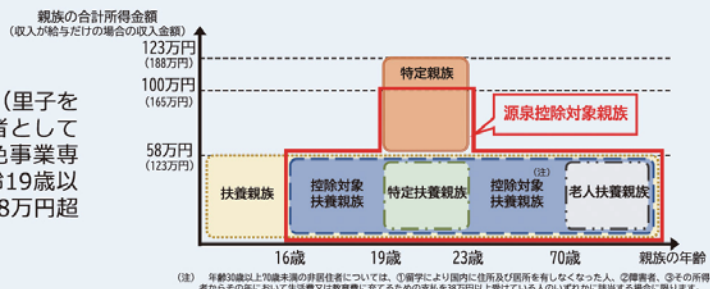
令和7年中に提出する法定調書の枚数が30枚以上となった方は、令和9年は、法定調書をe-Tax等により提出する必要があります。詳しくは、法定調書のe-Tax等による提出義務化の概要についてをご確認ください。

◎ 令和8年1月からの源泉徴収事務について

- 令和7年分までの扶養控除等申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、**令和8年分以後の扶養控除等申告書**には、「**源泉控除対象親族**」（次の①又は②のいずれかに該当する人）を記載することとされ、これに伴い扶養控除等申告書の様式が変わっていますので、ご注意ください。

【源泉控除対象親族】

- ① 控除対象扶養親族
- ② 所得者と生計を一にする親族（里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）のうち年齢19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超100万円以下の人



- 令和8年分の「源泉徴収税額表」は改正されており、**扶養親族等の数の算定方法や税額**が令和7年分とは**異なります**ので、ご注意ください。



国税庁 法人番号 7000012050002

税を考える週間  11月11日～17日

税を考える週間記念講演会

テレビ報道の意外な舞台裏

フリーアナウンサー

かさい

しんすけ

笠井 信輔 氏

1963年4月12日生まれ。東京都出身。早稲田大学商学部卒業後、1987年フジテレビアナウンサーとして入社。趣味は、映画鑑賞と舞台鑑賞で、特に宝塚歌劇団の大ファンであり“私より宝塚歌劇団に詳しい人がいたら教えてください”と豪語するほど。妻である、テレビ東京アナウンサー・茅原すみ氏との間に、3人の男児がいる。朝の情報番組「とくダネ!」を20年間担当後、2019年9月に33年間勤めたフジテレビを退社し、フリーアナウンサーとなる。



入場
無料

豪華記念品 (入場者全員に記念品・豪華抽選会)

どなたでも入場できます。入場券は会場受付にもございます。

日 時： **11月17日(月) 午後1:00 開場 1:30 開会**

会 場： **葛西区民館 4階 大ホール**
[江戸川区 中葛西3-10-1]

主 催： **一般社団法人 江戸川南法人会**

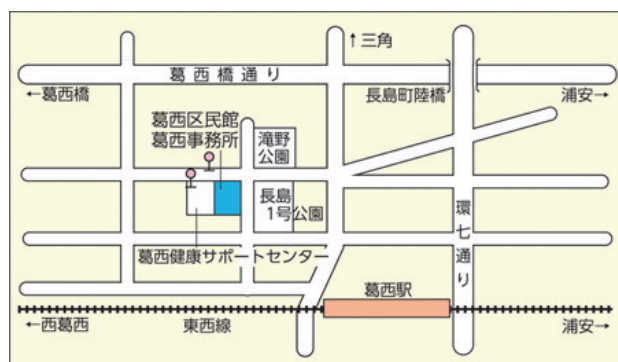
後 援： **江戸川南税務署 (講演会後援)**

問合せ先： **一般社団法人 江戸川南法人会**

[江戸川区船堀 4-1-1 タワーホール船堀3F]



TEL. 5696-1301



従業員の退職金準備は

とく たい きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



会員親睦ゴルフ大会報告

令和7年10月9日開催

会員親睦ゴルフ大会

10月9日(木)「江戸川南法人会 ゴルフ大会」が姉ヶ崎カントリー倶楽部で盛大に開催されました。72名の参加者を得て、東・西コースを舞台に熱戦が繰り広げられました。

プレー終了後、表彰式・懇親会が行われ、山岡秀俊会長、森寛頼実行委員長の挨拶があり、中山雄司副会長の発声で杯をあげました。

大会の結果は総合優勝は菊地博之様、準優勝は田山正彦様、女性の部での優勝は高橋里美様、準優勝は加納直美様に決定いたしました。

そして懇親会は盛況のうちに閉会となりました。

青年部会の皆さん、実行委員の皆さん、早朝からのお手伝い、大変ご苦労様でした。





活動報告

令和7年8月4日開催

合同役員会

8月4日(月)、タワーホール船堀にて合同役員会が開催されました。秋季活動計画・定期異動の報告に続き、新たに赴任されました税務署幹部をお招きした顔合わせが行われました。



江戸川南税務署長 荒内 洋之 様



令和7年10月16日開催

第41回 法人会全国大会（高知大会）開催

中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」『公益財団法人 全国法人会総連合』（略称：全法連。斎藤保会長＝株式会社IHI 特別顧問）は、10月16日(木)高知県の「高知県立県民文化ホール」にて国税庁江島一彦長官や高知県西森裕哉副知事など多数の来賓を招いて全国大会を開催しました。

この全国大会は、法人会の「税制改正に関する提言」の内容を発表する場であるとともに、全国各地の法人会の代表が一堂に会し、相互の交流と研さんを通じて、より一層連携を深めることを目的に全国各地で年1回開催しています。

当日は全国から約1,600名の企業経営者が参加し、令和8年度税制改正提言の報告や青年部会による租税教育活動・健康経営取組の事例発表などが行われました。また大会宣言

では、「金利のある世界」への回帰を受けて、国債の利払い費の増加が財政を圧迫しかねないことから、財政健全化は国家的課題であり、本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることの重要性を訴えるとともに、日本経済の礎である中小企業の活性化を促進するため、「中小企業の活性化に資する税制措置」、「事業承継税制の拡充」等の実現を強く求めました。



青年部会報告

令和7年7月2日開催

PCF2025 アフターパーティー

令和7年5月10日開催のパークシネマフェスティバル2025の慰労会を江戸川区役所様・出展企業及び学校関係者様・協賛企業様をお呼びして計61名(青年部会15名)にて行いました。

昨年の成功に伴い、本年度は更に出席者様を募り、23ブースという数での開催になりましたのでそちらの関係者様と分かち合えればと思い、7月2日にタワーホール船堀で行いましたが、企業様としても江戸川区役所の都市開発部 まちづくり調整課様、滋慶学園様からも普段交流がない、もしくは難しい方々とイベント当日は邂逅が難しいところを後日この機会で行えたとのお話しがあり、ある意味異業種交流会のような形で交流ができたのは非常に有り難かった

というご意見もいただくことができました。

来年度のパークシネマフェスティバルを成功させるために良い意見交流もできたと思いますので青年部としても関係者様共々、江戸川区を盛り上げていければと思います。

PCF2025実行委員 野口 貴弘



令和7年7月22日開催

健康経営アドバイザー資格取得研修

令和7年7月22日16時からタワーホール船堀301会議室にて健康経営アドバイザー資格取得研修を実施致しました。

研修目的としては、企業としての健康経営の重要性を理解し、社内における健康づくりの推進役（健康経営アドバイザー）を育成することを目的として実施しております。

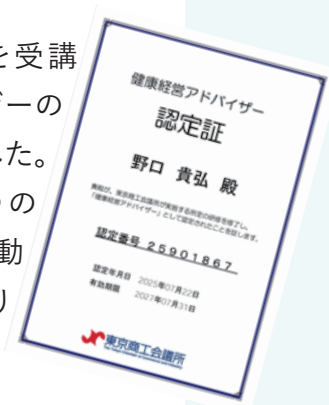
受講者からは「健康経営に対する理解が深まった」「各企業でもできる施策のヒントが得られた」等の前向きな声が多く寄せられておりました。

また、実際の導入事例を通じて、具体的なア

クションプランを検討する意識が高まり、今後の施策立案において中核となる人材の育成につながったとの意見もあり、有意義な研修会になったかと思えます。

今回参加者13名が研修を受講し、全員が健康経営アドバイザーの資格取得をすることが出来ました。

今後の健康経営への一つのキッカケになればと思い、活動を広げていければと思っております。



健康経営委員会 森 勇輔

令和7年8月23日開催／会員増強委員会主催

バーベキュー懇親イベント

今期より青年部では【会員を増やし、会を強くする】ことを目的とした委員会、会員増強委員会が新設されました。

先般8月23日舞浜オーリーブの庭にて、会員増強委員会主催のバーベキュー懇親イベントを開催いたしました。

当日は28名の皆様にご参加頂き、残暑厳しくも和気あ

いあいとした雰囲気の中交流を楽しみました。

会員増強委員会としては、今後も会員同士の交流を活発に図る事で内部の拡充と、会員のご家族、知り合いの方をお招きしたイベントを開催する事での拡大を目指してまいります。

引き続き青年部の活動にご理解いただき、変わらぬご支援をいただきますようお願い申し上げます。

会員増強委員長 須賀 寛文



令和7年9月16日(火)16時～

葛西消防署感謝状授与式

葛西消防署にて江戸川南法人会青年部が防災に対する社会貢献を評価いただき、感謝状授与していただきました。

パークシネマフェスティバルや防災フェスもご協力いただいている、三和商事(防災ファーム)様も同時に感謝状をいただいておりますが、この様に私達の活動を消防署様にご評価いただいているのは本当に嬉しいことです。

その後、表彰時の記念写真を現像待ちの時間にて葛西消防署署長様をはじめとした署の方々と署長室にてお時間をいただき、色々なお話をさせていただき、参考になるお話も多々ありましたが、その中で一点ご報告させていただきます。

それは、救命救急の初期対応における、心臓マッサージの重要性の認知が増えつつあるということです。

10年前と統計で比較をしても顕著に亡くなる方の数は少なくなったとのことで倒れている方への心臓マッサージやAEDの活用等、認知ができてきているとの話しをお聞きでき、私達も救命救急講習を受けた身として重要性

を再確認できましたし、その他のお話しにおいても防災予防の重要性も改めて認識できたことは非常に良かったと感じております。

今後の防災イベントにもご協力いただくこととなりますし、0m地帯である、こちらの江戸川区エリアでの防災意識向上に向けてより一層の会としても力を入れて活動していきたいと思っております。

広報委員長 野口 貴弘



こどもが主役！

江戸川南法人会の

入場無料

こども フリマ

2025.11.9(日) 11:30-14:30

(雨天順延：11/16(日))

in 船堀駅南口トキビル前

子どもだけのフリーマーケット
全部自分で！お店やさん体験

お店やさんもお客さんも子供だけ！

商品の準備から販売まで、全て子供だけでチャレンジします。

※このイベントは子どもたちだけで運営します。

保護者の方は観覧ブースからあたたかく見守っていただきますようお願いいたします。

➢ 出店できる人：小学3年生～6年生（出店費無料）

➢ お買い物できる人：小学生～中学生

○ 売れるもの：手作り品(子供が自作した物)、衣類、文具、おもちゃ、本、その他新品および中古品など

✕ 売れないもの：食べ物、生き物、壊れているもの
くじ引き・福袋など

お金の仕組みも学べるよ！



出店お申し込み

締切：10/20(月) 18:00

※応募者多数の場合は抽選となります。
(結果は数日内にご連絡いたします。)

※下記QRコードより、お申し込みをお願いいたします。



▲▲ お申し込みはこちら ▲▲



子供のコミュニケーション力UP!



後援：江戸川区教育委員会

主催：江戸川南法人会 青年部 ☎03-5696-1301 ✉ minami-seinen@edogawa-minami.jp

献血

ご協力をお願い



12/6(土) 10:00~11:30
13:00~16:30

【会場】 ※受付時間は、状況により前後する場合がございます※

西葛西駅 南口

【主催】

江戸川南法人会 青年部

血液検査が無料です！

- ・コレステロール値
- ・肝機能値
- ・糖尿病チェック …など

献血をして無料健康チェック！



献血ご協力の方
抽選で10名様に

【北欧発祥 高級枕】

プレゼント！

※枕はなくなり次第
終了になります※



献血のお知らせ

楽しく
社会貢献！

10:00～11:30
12月6日(土) 13:00～16:30

【会場】西葛西駅 南口

【主催】江戸川南法人会 青年部

献血
特典

「血液検査結果」
がわかる！

「お菓子・ジュース」
はフリーです♪

「素敵な記念品」
をプレゼント

「あなたの優しさ」
が誰かを救います

**本日献血ご協力の方！ 抽選で10名様に
【高級枕】プレゼント！
北欧発祥の高品質枕です**



お持ち帰りに便利な
手提げバック付き♪



持ち物

- 献血カード(アプリをお持ちの方は不要です)
- 服薬中の方は、お薬もしくはお薬手帳
- 献血が初めての方は、身分証・社員証



確認
事項

献血前に、ご自分でチェックを！

以下の項目に該当する方が献血をすると、輸血を受けた患者さんに、深刻な状況をもたらす場合があります。そして献血いただくあなた自身も、健康を害する場合があります。献血の際は、必ず慎重に自己確認を！

1つでも該当する方は、今回の献血はご遠慮ください。

- ☐ 体調が優れない
 - ☐ 3日以内に出血を伴う歯科治療(抜歯・歯石除去等)を受けた
 - ☐ 4週間以内に海外から帰国(入国)した
 - ☐ 1ヵ月以内にピアスの穴を開けた、またはいれずみ(刺青)をした
 - ☐ 24時間以内にインフルエンザなどの予防接種を受けた
 - ☐ 過去に輸血や臓器移植を受けた
- 以下に該当する方は、職員・検診医にご相談ください。
- ☐ 3日以内に薬を服用・使用した ※薬剤名が必要
 - ☐ 海外滞在歴がある

※上記に該当しない方でも、検診医の判断で献血をお断りすることがあります。

お願い

400mL 献血にご協力ください

人間一人ひとりの血液は、血液型が同じでも微妙に違っているため、複数の献血者の血液を合わせて一人の患者さんに輸血するほど、副作用(発熱・発疹など)発生の可能性が高くなります。400mL献血は200mL献血より少ない献血者からの輸血を可能にするため、患者さんへの負担を軽減することができます。日本赤十字社では、採血基準を満たした方には、400mL献血のご協力をお願いしています。

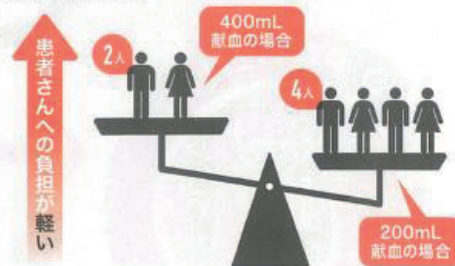
400mL 献血の主な基準

年齢	男性	17～69歳※
	女性	18～69歳※
体重	男性	50kg以上
	女性	50kg以上
年間 献血回数	男性	3回以内
	女性	2回以内

※65歳以上の方の献血については、献血いただく方の健康を考慮し、60～64歳の間に献血経験がある方に限ります。

例 800mLの輸血に必要な献血者数

400mL献血は患者さんの副作用発生の可能性が低く、安全性が向上します。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

